

# 第138期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

## 開催場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号  
中之島センタービル内  
リーガロイヤルNCB 2階「淀の間」

## 目次

第138期定時株主総会招集ご通知…………… 1

### 添付書類

事業報告…………… 3

連結計算書類…………… 22

計算書類…………… 29

監査報告書…………… 34

株主総会参考書類…………… 38

第1号議案 剰余金の処分の件 …… 38

第2号議案 定款一部変更の件 …… 39

第3号議案 取締役7名選任の件 …… 41

第4号議案 監査役2名選任の件 …… 44

第5号議案 取締役の報酬等の改定（株式報酬型  
ストックオプション制度の導入）の件… 46

株主総会会場ご案内図



株式会社住友倉庫

証券コード 9303

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目2番18号

株式会社 住 友 倉 庫

社 長 安 部 正 一

## 第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号 中之島センタービル内  
リーガロイヤルNCB 2階「淀の間」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第138期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第138期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等の改定（株式報酬型ストックオプション制度の導入）の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sumitomo-soko.co.jp>）への掲載又は書面の郵送によりお知らせいたします。

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の経済環境は、米国景気は緩やかな回復基調を維持した一方、欧州経済は低成長にとどまり、アジアでは中国経済の成長は減速を続け、ASEAN諸国の経済成長も鈍化しました。日本経済は、期末にかけて明るい兆しが見えたものの、個人消費の回復は鈍く設備投資も一進一退を続けるなど景気回復に向けた動きは力強さを欠きました。

倉庫・港運等物流業界においては、貨物保管残高は前期を上回って推移しましたが、輸出入貨物を含めた荷動きは概ね前期並みとなりました。海運業界では、コンテナ貨物の荷動きは堅調であったものの、大型コンテナ船の相次ぐ竣工により需給環境が悪化し運賃市況は伸び悩みました。不動産賃貸業界では、都心部のオフィスビルの空室率は改善の動きが見られました。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、「海外」、「国内物流」及び「不動産」の3つの戦略分野において中長期的視点に立った設備投資を行うなど、グループの持続的成長を目指してまいりました。

海外では、中国・上海市に設立した合弁会社が平成27年2月に新倉庫を稼働させたほか、当社全額出資の住友倉儲（中国）有

限公司是上海市西部に物流拠点を新設し、消費財の配送センター業務の拡大を図ることとしました。また、日本・韓国・中国／北米北西岸航路サービスを提供する海運会社Westwood Shipping Lines, Inc.においては、新規貨物の集貨及び経費の削減を推進してまいりました。

国内物流では、文書等情報記録媒体を取り扱うアーカイブズ事業の需要拡大が見込まれることから、最新鋭のセキュリティシステムや免震構造を採用した専用施設（埼玉県羽生市）を増設することとし、平成26年5月に着工しました。また、引き続き旺盛な物流アウトソーシング需要を背景に、配送センター業務の受託に向けた取組みに注力しました。

不動産事業では、市場競争力強化のため既存大型物件のリニューアル工事を継続するとともに、埼玉県戸田市の倉庫用地再開発プロジェクトにおいては平成26年10月に駅前商業施設の建設に着手しました。

この結果、当期の連結決算につきましては、物流事業では国際輸送の取扱量が回復するとともに、海運事業も輸送実績が前期を上回ったことなどから、営業収益は1,747億3千8百万円と前期比6.0%の増収となりました。しかしながら、不動産事業

における設備投資に伴う費用の増加等により、営業利益は93億6千8百万円と前期に比べ3.4%の減益となり、経常利益は108億5千9百万円と前期比2.4%の減益となりました。一方、当期純利益は、特別損益の改善により71億3千3百万円と前期比14.6%の増益となりました。

**事業セグメント別の状況**は次のとおりであります。

(物流事業)

倉庫業では、文書等情報記録媒体を中心に貨物保管残高が堅調に推移したものの、一部配送センター業務の取扱いが終了したことにより、倉庫収入は前期並みの226億4千7百万円（前期比0.1%減）となりました。

港湾運送業では、コンテナ荷捌は概ね前期並みに推移するとともに、一般荷捌は輸出貨物、輸入貨物ともに前期を上回る取扱いとなったことから、港湾運送収入は374億4千5百万円（前期比2.4%増）となりました。

国際輸送業では、プロジェクト輸送の取扱いが好調であったほか、一貫輸送も東南アジア及び欧州関連を中心に取扱いが回復し、また、為替相場が前期に比べ円安となったことから、国際輸送収入は372億4千5百万円（前期比13.8%増）となりました。

陸上運送業及びその他の業務では、陸上運送収入が減収となったことから、陸上運送ほか収入は382億4千6百万円（前期比1.1%減）となりました。

以上の結果、物流事業の営業収益は1,355億8千5百万円（前期比3.8%増）となり、営業利益は90億8千5百万円（前期比8.1%増）となりました。

(海運事業)

海運事業では、北米向けコンテナ貨物及び中国向け林産品の取扱いが前期を上回ったほか、為替相場が円安となったことも寄与して、営業収益は311億1千3百万円（前期比18.2%増）となりました。営業利益は、燃料油価格の低下に加え間接経費の削減に努めたことから、6億3千6百万円（前期比13.6%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業では、既存大型物件におけるテナント入替えに伴うリニューアル工事の実施により賃料収入が減少したものの、大阪・淀屋橋の賃貸用オフィスビルの稼働が寄与したことから、営業収益は前期並みの89億9千2百万円（前期比0.2%増）となりました。一方、営業利益は、減価償却費等の増加もあり36億6千2百万円（前期比21.2%減）となりました。

## 事業セグメント別営業収益

区 分	当 期	前 期
	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	百万円	百万円
物 流 事 業	135,585	130,628
(倉 庫 収 入)	(22,647)	(22,679)
(港 湾 運 送 収 入)	(37,445)	(36,551)
(国 際 輸 送 収 入)	(37,245)	(32,720)
(陸 上 運 送 ほ か 収 入)	(38,246)	(38,677)
海 運 事 業	31,113	26,323
(海 運 事 業 収 入)	(31,113)	(26,323)
不 動 産 事 業	8,992	8,977
(不 動 産 事 業 収 入)	(8,992)	(8,977)
事業セグメント間内部営業収益	△953	△1,012
合 計	174,738	164,917

(注) 事業セグメント間内部営業収益は、物流事業、海運事業及び不動産事業の営業収益に含まれる各事業セグメント間の取引に係る収益であります。

## 事業セグメント別営業利益

区 分	当 期	前 期
	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	百万円	百万円
物 流 事 業	9,085	8,405
海 運 事 業	636	560
不 動 産 事 業	3,662	4,647
調 整 額	△4,016	△3,919
合 計	9,368	9,693

(注) 調整額は、主に各事業セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。

## (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資額は、136億7千4百万円であり、そのうち主要なものは次のとおりであります。

### 物流事業

当期末において工事を継続中の主要設備

	設備の内容	竣工予定年月
当 社	倉庫（大阪市、5階建、延30,327㎡）	平成27年4月 (着工：平成26年3月)
	倉庫（埼玉県羽生市、4階建、延約23,030㎡）	平成27年6月 (着工：平成26年5月)

### 不動産事業

①当期中に取得した主要設備

	設備の内容	取得年月
当 社	賃貸用共同住宅 (東京都大田区、7階建、延4,158㎡)	平成26年9月

②当期中に改修した主要設備

	設備の名称及び工事の内容	完了年月
当 社	東京住友ツインビルディング（東京都中央区） 西館リニューアル工事 平成26年度保全工事	平成26年6月 平成27年3月

③当期末において工事を継続中の主要設備

	設備の内容	竣工予定年月
当 社	賃貸用商業施設 (埼玉県戸田市、5階建、延約22,870㎡)	平成28年4月 (着工：平成26年10月)

## (3) 資金調達の状況

当期は、増資又は社債の発行等はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、米国経済は回復ペースを緩やかに高めていくものと期待され、ASEAN諸国も安定成長が見込まれる一方、欧州経済は景気停滞感の拡がり懸念されるほか、中国経済も成長率の減速傾向が続くものと予想されます。日本経済につきましては、金融・財政政策の効果や原油価格の下落等を背景に企業の生産活動が持ち直すなど回復基調に入るものと期待されますが、海外経済の下振れが国内景気に悪影響を及ぼすリスクがあるなど先行き不透明感が残されております。

物流業界におきましては、海上輸送を中心に国際輸送貨物の堅調な荷動きが予想されますが、荷主企業が生産・調達のグローバル化によるサプライチェーンの最適化を図る中、物流サービスに対するニーズはますます多様化し、事業者間の競争も激しさを増しております。海運業界におきましては、船腹の供給過剰が続くなど依然として厳しい状況が見込まれます。また、不動産賃貸業界では、足元のオフィスビル市況は上向いているものの、新規ビルの供給増による競争激化が懸念されます。

このような情勢の中、当社グループにおきましては、荷主企業・顧客のニーズを的確に捉えたサービスの提供により、グローバルな競争環境の中で優位性を一層高めるべく、次の方針のもと事業を推進してまいります。

##### 【海外】

- ①中長期的な成長が見込まれる地域への経営資源の投入

- ②ASEAN域内の三国間輸送などをはじめとする国際輸送の取扱拡大

- ③Westwood Shipping Lines, Inc.における市況変動に強い企業体質の構築

##### 【国内物流】

- ①荷主企業のサプライチェーンの再構築需要を的確に捉えた物流拠点の拡充

- ②在庫管理・流通加工・輸配送・情報システムなどグループの総合力を結集した、より高品質な物流サービスの提供

- ③ハード(施設)・ソフト(情報システム)両面からのアーカイブズ事業の拡充

##### 【不動産】

- ①新規物件取得の検討など首都圏を中心とする事業基盤の強化

- ②所有土地の再開発による保有資産の最適活用

当社は明治32年（1899年）の創業以来、「信用を重んじ」「確実を旨とし」「浮利にはしらず」という住友の事業精神のもと、質の高いサービスを提供し、事業活動を通じた社会貢献に努めてまいりました。今後も株主の皆様をはじめ、顧客・荷主企業、取引先、従業員、地域社会など様々なステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第135期 (平成23年度)	第136期 (平成24年度)	第137期 (平成25年度)	第138期(当期) (平成26年度)
営 業 収 益(百万円)	139,786	156,422	164,917	174,738
営 業 利 益(百万円)	9,616	10,201	9,693	9,368
経 常 利 益(百万円)	10,473	11,151	11,126	10,859
当 期 純 利 益(百万円)	6,511	6,222	6,224	7,133
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	36.51	34.89	34.88	39.94
総 資 産(百万円)	245,092	263,931	289,028	302,545
純 資 産(百万円)	120,287	140,297	154,036	171,503

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均の発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均の発行済株式の総数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

区 分	会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
物流事業 (倉庫業)	住友倉庫九州株式会社	百万円 80	% 100.0	倉 庫 業
	泉洋港運株式会社	百万円 55	% 49.2 (8.3)	港 湾 運 送 業
物流事業 (港湾運送業)	ニッケル.エンド.ライオンズ株式会社	40	62.0	港 湾 運 送 業
	Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.	千USドル 6,000	% 100.0	倉 庫 業
	Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH	千ユーロ 1,636	100.0	倉 庫 業
	Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd	千シンガポールドル 2,000	100.0	倉 庫 業
	Union Services (S'pore) Pte Ltd	500	100.0	構 内 作 業 運 送 取 扱 業
	住友倉儲（中国）有限公司	千USドル 20,000	100.0	倉 庫 業
物流事業 (国際輸送業)	香港住友倉儲有限公司	千香港ドル 4,000	100.0	運 送 取 扱 業
	遠州トラック株式会社	百万円 1,284	% 60.7	自 動 車 運 送 業
物流事業 (陸上運送業)	井住運送株式会社	100	100.0	自 動 車 運 送 業
	J - W e S c o 株式会社	百万円 10	% 70.6 (0.2)	Westwood Shipping Lines, Inc.の経営管理
海運事業	Westwood Shipping Lines, Inc.	千USドル 1	100.0 (100.0)	海 上 運 送 業

(注) 1. 出資比率欄の（ ）内は、当社の子会社による出資比率を内数で示しております。

2. 遠州トラック株式会社に対する出資比率は、同社が保有する自己株式数を控除して計算しております。

連結子会社は上記の重要な子会社13社を含め44社（前期末44社）、持分法適用会社は7社（前期末6社）であります。

**(7) 主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

物 流 事 業

倉 庫 業

国内における、寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加工等の業務

港 湾 運 送 業

国内の港湾における、海上運送に接続する貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌ぎ等の業務

国 際 輸 送 業

陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際複合輸送を取り扱う業務並びに海外における保管、荷役及び運送等を取り扱う業務

陸 上 運 送 業

国内における、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務

海 運 事 業

船舶を使用する貨物運送業務及び海運代理店等の業務

不 動 産 事 業

事務所及び土地等を売買、賃貸及び管理する業務

**(8) 主要な事業所**（平成27年3月31日現在）

## ①当社の主要な事業所

本 店	本 社 (大阪市)	東京本社 (東京都港区)	
支 店	大阪支店 (大阪市) 横浜支店 (横浜市)	神戸支店 (神戸市) 名古屋支店 (名古屋市)	東京支店 (東京都港区)

(注) 1. 本社は、平成26年9月に大阪市西区から大阪市北区に移転しました。

2. 名古屋支店は、平成27年2月に名古屋市長区から名古屋市中区に移転しました。

## ②重要な子会社の主要な事業所

物流事業	住友倉庫九州株式会社 (福岡市)
	泉洋港運株式会社 (神戸市)
	ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社 (神戸市)
	Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc. (米国)
	Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH (ドイツ、ベルギー、英国)
	Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd (シンガポール)
	Union Services (S'pore) Pte Ltd (シンガポール)
	住友倉儲 (中国) 有限公司 (中国)
	香港住友倉儲有限公司 (中国)
	遠州トラック株式会社 (静岡県袋井市)
	井住運送株式会社 (兵庫県尼崎市)
海運事業	J-We S c o株式会社 (東京都港区)
	Westwood Shipping Lines, Inc. (米国)

### (9) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

区 分	人 数 (前期末比増減)
物 流 事 業	3,422名 ( 99名減 )
海 運 事 業	139名 ( 2名増 )
不 動 産 事 業	39名 ( 4名増 )
管 理 部 門	137名 ( 4名増 )
合 計	3,737名 ( 89名減 )

### (10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,418
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,973
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,248
農 林 中 央 金 庫	2,880
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	2,500

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 395,872,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 195,936,231株 |
| (3) 株主数        | 8,319名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数 千株	持株比率 %
住友不動産株式会社	15,708	8.79
大和ハウス工業株式会社	10,000	5.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,498	4.76
三井住友海上火災保険株式会社	6,634	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,595	3.13
三井住友信託銀行株式会社	5,081	2.84
住友生命保険相互会社	3,591	2.01
株式会社三井住友銀行	3,550	1.99
住友商事株式会社	3,381	1.89
日本電気株式会社	3,310	1.85

- (注) 1. 当社は、自己株式17,224,021株を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)

名称	発行決議の日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	行使価額	行使期間
2006年度ストックオプション新株予約権	平成19年2月13日	125個	当社普通株式 125,000株	無償	1株につき 986円	平成21年2月14日から 平成29年2月13日まで
2007年度ストックオプション新株予約権	平成19年11月29日	125個	当社普通株式 125,000株	無償	1株につき 618円	平成21年11月30日から 平成29年11月29日まで
2008年度ストックオプション新株予約権	平成20年8月29日	56個	当社普通株式 56,000株	無償	1株につき 434円	平成22年8月30日から 平成30年8月29日まで
2010年度ストックオプション新株予約権	平成22年11月5日	20個	当社普通株式 20,000株	無償	1株につき 419円	平成24年11月6日から 平成32年11月5日まで
2011年度ストックオプション新株予約権	平成23年11月7日	21個	当社普通株式 21,000株	無償	1株につき 355円	平成25年11月8日から 平成33年11月7日まで
2012年度ストックオプション新株予約権	平成24年8月30日	40個	当社普通株式 40,000株	無償	1株につき 354円	平成26年8月31日から 平成34年8月30日まで
2013年度ストックオプション新株予約権	平成25年8月29日	125個	当社普通株式 125,000株	無償	1株につき 620円	平成27年8月30日から 平成35年8月29日まで
2014年度ストックオプション新株予約権	平成26年8月28日	125個	当社普通株式 125,000株	無償	1株につき 563円	平成28年8月29日から 平成36年8月28日まで

(注) 1. 平成21年度(2009年度)は新株予約権の発行を行っておりません。

2. 上記の各新株予約権の行使に際しては当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

**(2) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)**

名 称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有者数	新株予約権の数	保有者数
2006年度ストックオプション新株予約権	30個	1名	—	—
2007年度ストックオプション新株予約権	30個	1名	—	—
2008年度ストックオプション新株予約権	27個	1名	—	—
2010年度ストックオプション新株予約権	—	—	—	—
2011年度ストックオプション新株予約権	—	—	—	—
2012年度ストックオプション新株予約権	—	—	—	—
2013年度ストックオプション新株予約権	115個	6名	—	—
2014年度ストックオプション新株予約権	115個	6名	10個	1名

- (注) 1. 上記の各新株予約権は取締役としての職務執行の対価として交付されたものであります。  
2. 監査役は新株予約権を保有しておりません。

**(3) 当期中に従業員等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	安 部 正 一	住友不動産株式会社 社外監査役 一般社団法人日本倉庫協会 会長
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	矢 吹 治	海上業務部担当
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	松 井 建 裕	業務部、アーカイブズ事業部、関連事業部、 開発事業部、監査部、道頓堀再開発室担当
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	安 藤 和 雄	営業第一部、西日本営業部、航空貨物部、 プロジェクト室担当、プロジェクト室長
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	間 嶋 弘	総務部、経理部、事業推進部、情報システム部担当
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	小 野 孝 則	海外事業部、営業開発部、営業第二部、 国際プロジェクト室担当
取 締 役	渡 邊 隆 文	弁護士、公認会計士 株式会社椿本チエイン 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	岡 本 和 善	
監 査 役 (常 勤)	松 本 一 則	
監 査 役	河 内 悠 紀	弁護士 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外監査役
監 査 役	馬 淵 睦 夫	
監 査 役	山 口 修 司	弁護士 岡部・山口法律事務所 代表 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役 玉井商船株式会社 社外監査役 法務省法制審議会商法（運送・海商関係）部会 委員

- (注) 1. 取締役渡邊隆文氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役河内悠紀、馬淵睦夫及び山口修司の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役渡邊隆文並びに監査役河内悠紀、馬淵睦夫及び山口修司の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 4. 平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会において、渡邊隆文氏が新たに取締役に、山口修司氏が新たに監査役にそれぞれ選任され就任しました。  
 5. 平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって松本和朗氏が任期満了により取締役に退任し、渡邊隆文氏が辞任により監査役に退任しました。  
 6. 代表取締役社長安部正一は、平成26年6月12日付で一般社団法人日本倉庫協会会長に就任しました。  
 7. 平成26年8月1日付でアーカイブ事業部をアーカイブズ事業部に名称変更しました。



(ご参考)

平成27年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	小林 雅行	大阪支店長
執行役員	小河原 弘之	横浜支店長
執行役員	藤村 成一	神戸支店長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名	345百万円
監 査 役	6名	82百万円
合 計	14名	428百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の額17百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のうち、社外取締役2名及び社外監査役4名の報酬等の額の合計は33百万円（社外取締役に対するストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の額1百万円を含みます。）であります。
4. 取締役の報酬限度額は、金銭による報酬等の額として月額33百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）及びストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額60百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。また、監査役の報酬限度額は、月額8百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	渡 邊 隆 文	兼職先である株式会社椿本チエインは、当社との間に特別の関係はありません。
監査役	河 内 悠 紀	兼職先である株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、当社との間に特別の関係はありません。
	山 口 修 司	兼職先である岡部・山口法律事務所、ザインエレクトロニクス株式会社及び玉井商船株式会社は、いずれも当社との間に特別の関係はありません。

#### ②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	渡 邊 隆 文	平成26年6月25日に取締役就任後、当期開催の取締役会12回すべてに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見識に基づき、会社の業務執行から独立した観点で発言を行っております。
監査役	河 内 悠 紀	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会13回すべてに出席し、検事及び弁護士として長年培ってきた専門的見地から発言を行っております。
	馬 淵 睦 夫	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会13回すべてに出席し、主に外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。
	山 口 修 司	平成26年6月25日に監査役就任後、当期開催の取締役会12回のうち10回に、また監査役会10回のうち9回に出席し、弁護士として培ってきた海事関係に関する専門的な知識に基づく発言を行っております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH、Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd.、Union Services (S'pore) Pte Ltd.、住友倉儲(中国)有限公司、香港住友倉儲有限公司及びWestwood Shipping Lines, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反若しくは抵触した場合又は公序良俗に反する行為を行ったと判断した場合等には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の是非の検討を行い、解任又は不再任が妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制体制の整備、環境保全及び当社が提供するサービスの品質改善等に関する諸施策を立案し、取締役会の決議を経て実施することとしております。

当社の内部統制システム構築の基本方針の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するための体制

① 当社は、事業活動を推進するにあたり、法令遵守はもとより、社会規範及び企業倫理に則った公正かつ適正な経営を実現するとともに、その透明性を高め、将来にわたり社会的責任を果たすことができるよう、以下の諸施策を実施する。

ア. コンプライアンス規則、住友倉庫企業行動指針、住友倉庫企業行動基準及びコンプライアンス・マニュアルを定め、当社の業務に従事するすべての者は、法令、社内規則、社会規範及び企業倫理を遵守する。

イ. CSR委員会は、コンプライアンスに関する社内規則等の立案を行い取締役会に付議するほか、関係部署と連携してコンプライアンスに関する教育・研修を充実させるなど、取締役及び使用人に対しその周知、徹底を図る。

ウ. CSR委員会は、通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とする内部通報制度を適正に運用することにより、

コンプライアンスに係る問題について情報を早期に入手し、的確に対処する。

エ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するよう体制を整備し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

② 社外取締役を選任することにより、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能のさらなる強化を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録のほか、取締役の重要な意思決定に関する情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、社内規則に基づき定められた期間、保存する。

② 当該文書は、担当部署にて適正に管理し、取締役及び監査役からの要請に備え常時検索及び閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規則において定められた基本方針等に基づき、事業活動上のリスクに関する管理体制を整備する。

② 事業活動における各種のリスクが発生した場合、又は発生が予測される場合には、速やかに担当部署を定め、可能な限り損失を回避するよう努める。

③ 監査部は、リスク管理に関する事項についての内部監査を実施する。

#### (4) 財務報告の基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等の定めるところにより、財務報告を行う。
- ② 取締役会及び監査役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの合理性及び内部統制システムの有効性に関して適切な監督及び監視を行う。

#### (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督する。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- ② 執行役員の業務執行上の職責に応じて役付執行役員を選定し、執行役員の業務執行機能の強化を図る。
- ③ 常務執行役員以上で構成する常務会を設置し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図る。
- ④ 上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施する。
- ⑤ 中期経営計画を策定し、当社グループの経営目標の達成に努める。

#### (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの内部統制システムは、当社の関係部署がC S R委員会と連携して子会社の指導を行い、取締役がこれを監督する。
- ② 監査役は、必要に応じ子会社に対しその会社の状況につき報告を求め、又は直接その業務及び財産の状況の調査を行う。監査部は必要があれば子会社の内部監査を行う。
- ③ 取締役及び監査役は、子会社における内部統制システムの構築状況について定期的に報告を受け、必要に応じ指導する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行うべき使用人として、専任の監査役付を置く。
- ② 監査役付の人事評価は常勤の監査役が行うとともに、異動等人事に関する事項については事前に常勤の監査役の同意を得る。

#### (8) 取締役及び使用人等による監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び使用人からその職務の執行状況の報告を受ける。

- ② 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合し、その経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題その他について意見を交換し、相互認識を深める。
- ② 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画について説明を受けるとともに、会計監査について随時報告を受け意見交換を行う。
- ③ 監査部は、内部統制システムを含む内部監査結果について監査役に報告する。

---

【備考】 本事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益を除く）及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、各比率及び1株当たり当期純利益は、表示桁数未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>52,031</b>	<b>流動負債</b>	<b>39,075</b>
現金及び預金	26,861	支払手形及び営業未払金	12,261
受取手形及び営業未収入金	19,471	1年内償還予定の社債	100
販売用不動産	76	短期借入金	16,567
仕掛品	30	未払法人税等	1,522
繰延税金資産	773	賞与引当金	1,583
その他流動資産	4,928	その他流動負債	7,040
貸倒引当金	△110	<b>固定負債</b>	<b>91,966</b>
<b>固定資産</b>	<b>250,513</b>	社債	12,200
<b>有形固定資産</b>	<b>133,973</b>	長期借入金	43,919
建物及び構築物	64,480	繰延税金負債	24,203
機械装置及び運搬具	3,437	退職給付に係る負債	2,693
船	7,831	役員退職慰労引当金	92
工具、器具及び備品	1,147	長期預り金	7,665
土地	49,265	その他固定負債	1,192
建設仮勘定	7,135	<b>負債合計</b>	<b>131,041</b>
その他有形固定資産	676	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>11,060</b>	<b>株主資本</b>	<b>115,201</b>
のれん	3,823	資本金	21,822
借地権	5,573	資本剰余金	19,159
ソフトウェア	1,445	利益剰余金	83,175
その他無形固定資産	217	自己株式	△8,956
<b>投資その他の資産</b>	<b>105,480</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>48,919</b>
投資有価証券	96,351	その他有価証券評価差額金	42,945
長期貸付金	445	繰延ヘッジ損益	△7
繰延税金資産	2,353	為替換算調整勘定	5,719
その他投資等	6,542	退職給付に係る調整累計額	261
貸倒引当金	△212	<b>新株予約権</b>	<b>101</b>
<b>資産合計</b>	<b>302,545</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>7,280</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>171,503</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>302,545</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
営業収益		
倉庫運送収入	22,647	
港湾運輸収入	37,044	
国際海上運輸収入	37,245	
陸上運輸収入	27,144	
海物運設賃貸収入	30,976	
不動産賃貸収入	5,285	
その他	8,479	
	5,914	174,738
営業原価		
作人賃租減	108,581	
税	19,391	
償の	10,359	
諸公却	1,874	
費	6,806	
料課費他	8,749	155,764
<b>営業総利益</b>		<b>18,974</b>
販売費及び一般管理費		9,606
<b>営業利益</b>		<b>9,368</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,679	
持分法による投資利	218	
その他	303	2,200
営業外費用		
支払利息	516	
その他	193	709
<b>経常利益</b>		<b>10,859</b>
特別利益		
固定資産売却益	58	
受取補償金	994	1,053
特別損失		
固定資産除却損	225	
減損	370	
事業構造改善費用	288	884
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>11,028</b>
法人税等	3,195	
法人税、住民税及び事業税	483	3,679
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>7,349</b>
少数株主利益		215
<b>当期純利益</b>		<b>7,133</b>



# 連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 21,822	百万円 19,173	百万円 78,972	百万円 △ 9,053	百万円 110,915
会計方針の変更による累積的影響額			△698		△698
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,822	19,173	78,274	△ 9,053	110,217
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,231		△2,231
当 期 純 利 益			7,133		7,133
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		△13		100	86
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△13	4,901	96	4,984
当 期 末 残 高	21,822	19,159	83,175	△ 8,956	115,201

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	百万円 32,738	百万円 -	百万円 3,181	百万円 229	百万円 36,149	百万円 99	百万円 6,871	百万円 154,036
会計方針の変更による累積的影響額								△698
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,738	-	3,181	229	36,149	99	6,871	153,338
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,231
当 期 純 利 益								7,133
自 己 株 式 の 取 得								△3
自 己 株 式 の 処 分								86
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	10,206	△ 7	2,537	32	12,769	2	409	13,180
当 期 変 動 額 合 計	10,206	△ 7	2,537	32	12,769	2	409	18,165
当 期 末 残 高	42,945	△ 7	5,719	261	48,919	101	7,280	171,503

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 44社

主要な連結子会社の名称

住友倉庫九州(株)、泉洋港運(株)、ニッケル・エンド・ライオンズ(株)、遠州トラック(株)、井住運送(株)、J-We S c o(株)、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH、Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd、Union Services (S'pore) Pte Ltd、住友倉儲(中国)有限公司、香港住友倉儲有限公司、Westwood Shipping Lines, Inc.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

三栄カーゴエゼンシー(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 7社

持分法適用の関連会社の名称

オムロン住倉ロジスティック(株)、商船港運(株)、住和港運(株)、Rabigh Petrochemical Logistics LLC、上海錦江住倉国際物流有限公司、武漢万友通物流有限公司、Petrology Limited Co.W.L.L.

なお、Petrology Limited Co.W.L.L.は新規に設立したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社(三栄カーゴエゼンシー(株)ほか)及び関連会社(アメリカンターミナルサービス(株)ほか)はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社を除き、連結決算日と一致しております。ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸

表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ 時価法

##### ③ たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

##### ③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(6)のれんの償却に関する事項

5～12年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度に全額償却することとしております。

(7)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度から、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）第67項本文に掲げられた定めを適用しております。これらの適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。さらに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

この変更に伴う影響額は、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,048百万円増加し、利益剰余金が698百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が240百万円、繰延税金負債が2,632百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が26百万円、法人税等調整額が314百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,103百万円、為替換算調整勘定が1百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1)担保に供している資産

預金	225百万円
有形固定資産	9,104百万円
投資有価証券	216百万円
計	9,546百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	2,441百万円
長期借入金	5,459百万円
計	7,900百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

145,586百万円

3. 保証債務等

(1)債務保証	2,048百万円
(2)受取手形割引高	101百万円
受取手形裏書譲渡高	139百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 195,936,231株
- 配当に関する事項
  - 当連結会計年度中に支払った配当金  
(イ)平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会決議による配当
 

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,160百万円
1株当たり配当額	6円50銭
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月26日

  
 (ロ)平成26年11月6日開催の取締役会決議による配当
 

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,071百万円
1株当たり配当額	6円
基準日	平成26年9月30日
効力発生日	平成26年12月2日

  
 (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
 平成27年6月24日開催予定の第138期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議することとします。
 

配当金の総額	1,250百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月25日
- 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 387,000株

## 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
 

資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。

受取手形及び営業未収入金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図っております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式で、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。長期貸付金は、取引先企業に対するもので、取引先の信用状況を定期的に把握しております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主に短期）と設備投資資金（長期）で、金利の変動リスクについては、一部の借入金の金利固定化、また、金利スワップ取引の実施により低減を図っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、燃料価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引は、取引権限及び取引限度額等を定めた内規等に基づき実行・管理し、投機的な取引は行わない方針であります。

- 金融商品の時価等に関する事項  
平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価 （※1）	差額
(1)現金及び預金	26,861	26,861	-
(2)受取手形及び営業未収入金	19,471	19,471	-
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券（※2）	83	88	4
その他有価証券	89,587	89,587	-
(4)長期貸付金	445	460	14
(5)支払手形及び営業未払金	(12,261)	(12,261)	-
(6)短期借入金	(16,567)	(16,567)	-
(7)1年内償還予定の社債	(100)	(100)	-
(8)社債	(12,200)	(12,264)	64
(9)長期借入金	(43,919)	(44,228)	309
(10)デリバティブ	(17)	(17)	-

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）差入保証金の代用として供託した国債で、「投資その他の資産・その他投資等」に計上しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び営業未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 投資有価証券  
株式については取引所の価格、債券については公社債店頭売買参考統計値の価格によっております。
- 長期貸付金  
長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。
- 支払手形及び営業未払金、（6）短期借入金、並びに（7）1年内償還予定の社債  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 社債  
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。
- 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (10) デリバティブ

デリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、商品関連では原油スワップ取引であり、ヘッジ会計を行っております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
非上場株式（連結貸借対照表計上額6,763百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、賃貸施設の敷金として計上している長期預り金（連結貸借対照表計上額7,665百万円）については、返済期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に記載しておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、物流施設等（土地を含む）を有しております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
53,892	102,899

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	918円40銭
1 株当たり当期純利益	39円94銭

【備考】本連結計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	(百万円)	負 債 の 部	(百万円)
<b>流動資産</b>	<b>26,863</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,951</b>
現金及び預金	13,419	営業未払金	4,767
受取手形	320	短期借入金	12,614
営業未収入金	9,554	1年内返済予定の長期借入金	6,500
前払費用	459	リース債	21
立替金	1,697	未払金	591
短期貸付金	1,020	未払事業所税	90
繰延税金資産	602	未払法人税等	1,081
その他流動資産	193	未払費用	120
貸倒引当金	△ 404	前受り金	1,014
<b>固定資産</b>	<b>223,203</b>	賞与引当金	988
<b>有形固定資産</b>	<b>104,767</b>	その他流動負債	369
建築物	54,513	<b>固定負債</b>	<b>77,831</b>
構築物	699	社債	12,000
機械及び装置	1,798	長期借入金	31,000
車両運搬具	101	リース債	166
工具、器具及び備品	652	退職給付引当金	1,406
土地	39,708	関係会社事業損失引当金	1,465
リース資産	193	長期預り金	7,475
建設仮勘定	7,100	繰延税金負債	23,860
<b>無形固定資産</b>	<b>5,846</b>	その他固定負債	457
借地権	4,711	<b>負債合計</b>	<b>107,783</b>
ソフトウェア	1,012	<b>純資産の部</b>	
その他無形固定資産	122	<b>株主資本</b>	<b>99,708</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>112,590</b>	資本	21,822
投資有価証券	88,625	資本剰余金	19,152
関係会社株式	19,063	資本準備金	18,655
長期貸付金	1,590	その他資本剰余金	496
差入保証金	3,774	<b>利益剰余金</b>	<b>67,687</b>
その他投資等	491	利益準備金	2,320
貸倒引当金	△ 956	その他利益剰余金	65,366
<b>資産合計</b>	<b>250,067</b>	特別償却準備金	43
		圧縮記帳積立金	10,363
		別途積立金	49,375
		繰越利益剰余金	5,583
		<b>自己株</b>	<b>△ 8,953</b>
		評価・換算差額等	42,474
		その他有価証券評価差額金	42,474
		新株予約権	101
		<b>純資産合計</b>	<b>142,284</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>250,067</b>

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
営業収益		
倉庫収入	15,548	
港湾運輸送収	28,816	
国際陸上輸送送収	18,240	
物流施設運賃貸収	8,693	
不動産賃借の諸費	4,224	
営業原価	7,854	
製作人賃租減	1,331	84,710
その他		
営業費用		
諸費	54,515	
賃借料	5,778	
税金	3,759	
償却	1,584	
その他	4,757	
営業総利益	3,965	74,360
販売費及び一般管理費		10,349
営業利益		4,245
営業外収益		6,103
受取利息及び配当金	2,448	
その他	125	2,574
営業外費用		
支払利息	408	
その他	445	853
経常利益		7,824
特別利益		
固定資産売却益	34	
受取補償金	994	1,029
特別損失		
固定資産除却損	211	
関係会社株式評価損	125	
関係会社事業損失引当金繰入	420	756
税引前当期純利益		8,096
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	2,235	
法人税等調整額	138	2,373
当期純利益		5,722

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>当 期 首 残 高</b>	<b>21,822</b>	<b>18,655</b>	<b>510</b>	<b>2,320</b>	<b>57</b>	<b>9,501</b>	<b>43,375</b>	<b>9,676</b>
会計方針の変更による累積的影響額								△735
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,822	18,655	510	2,320	57	9,501	43,375	8,941
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の積立					1			△ 1
特別償却準備金の取崩					△16			16
圧縮記帳積立金の積立						983		△ 983
圧縮記帳積立金の取崩						△120		120
別途積立金の積立							6,000	△ 6,000
剰余金の配当								△ 2,231
当期純利益								5,722
自己株式の取得								
自己株式の処分			△13					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△ 13	-	△ 14	862	6,000	△ 3,357
<b>当 期 末 残 高</b>	<b>21,822</b>	<b>18,655</b>	<b>496</b>	<b>2,320</b>	<b>43</b>	<b>10,363</b>	<b>49,375</b>	<b>5,583</b>
	株 主 資 本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	自己株式	株主資本合計		その他有価証券 評価差額金				
	百万円	百万円		百万円		百万円	百万円	
<b>当 期 首 残 高</b>	<b>△9,050</b>	<b>96,869</b>		<b>32,421</b>		<b>99</b>	<b>129,390</b>	
会計方針の変更による累積的影響額		△735					△ 735	
会計方針の変更を反映した当期首残高	△9,050	96,134		32,421		99	128,655	
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の積立								
特別償却準備金の取崩								
圧縮記帳積立金の積立								
圧縮記帳積立金の取崩								
別途積立金の積立								
剰余金の配当		△2,231					△ 2,231	
当期純利益		5,722					5,722	
自己株式の取得	△3	△3					△ 3	
自己株式の処分	100	86					86	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				10,053		2	10,055	
当期変動額合計	96	3,573		10,053		2	13,629	
<b>当 期 末 残 高</b>	<b>△8,953</b>	<b>99,708</b>		<b>42,474</b>		<b>101</b>	<b>142,284</b>	



# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券
    - 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
    - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 時価のないもの 移動平均法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によるっております。
  - (2)無形固定資産（リース資産を除く）
    - 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によるっております。
  - (3)リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2)賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。
  - (3)退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
      - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
        - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるおります。
      - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
        - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

- (4)関係会社事業損失引当金
  - 関係会社への投資に係る損失に備えるため、その会社の財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。

## 会計方針の変更に関する注記

当事業年度から、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を適用しております。これらの適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。さらに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

この変更に伴う影響額は、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,142百万円増加し、繰越利益剰余金が735百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	120,929百万円
2. 保証債務等	
(1)債務保証	9,637百万円
(2)受取手形裏書譲渡高	62百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,009百万円
長期金銭債権	1,244百万円
短期金銭債務	7,969百万円
長期金銭債務	7百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	営業収益	5,381百万円
	営業費用	14,392百万円
営業取引以外の取引による取引高		247百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数 普通株式 17,224,021株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	1,298百万円
	減損損失	897百万円
	関係会社株式評価損	807百万円
	関係会社事業損失引当金	473百万円
	貸倒引当金	434百万円
	賞与引当金	327百万円
	未払事業税	102百万円
	役員未払年金等	94百万円
	環境対策費	17百万円
	その他	499百万円
	繰延税金資産小計	4,951百万円
	評価性引当額	△2,814百万円
	繰延税金資産合計	2,137百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	20,292百万円
	圧縮記帳積立金	4,955百万円
	その他	148百万円
	繰延税金負債合計	25,396百万円
	繰延税金負債の純額	23,258百万円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が195百万円、繰延税金負債が2,589百万円、法人税等調整額が323百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,070百万円増加しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	795円60銭
1株当たり当期純利益	32円04銭

【備考】本計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 住 友 倉 庫  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 尾 正 孝 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社住友倉庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 住 友 倉 庫  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 尾 正 孝 ㊟  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社住友倉庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 住友倉庫 監査役会

監査役（常勤）岡 本 和 善<sup>㊟</sup>

監査役（常勤）松 本 一 則<sup>㊟</sup>

社外監査役 河 内 悠 紀<sup>㊟</sup>

社外監査役 馬 淵 睦 夫<sup>㊟</sup>

社外監査役 山 口 修 司<sup>㊟</sup>

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当について、利益還元の充実を図るため、年間配当金総額を当社の当期純利益の40%相当額をめどとすることを基本方針としております。ただし、利益水準にかかわらず、年間配当金として1株につき10円を維持することを目標といたします。このような方針のもと、当期は、子会社の業績悪化に伴う特別損失の計上がありました。また、国際輸送等の物流事業が好調であったことに加え、税制改正に伴う増益要因があったため、期末配当につきましては、次のとおり普通配当6円に特別配当1円を加えた7円とさせていただきたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円（普通配当6円、特別配当1円）とし、総額1,250,985,470円を利益剰余金から配当いたします。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月25日

(注) 平成26年12月2日に1株につき6円の間配当を実施いたしました。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社の執行役員制度を定款上明確に位置付けるとともに、役付取締役に関する規定に所要の変更を行うため、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）の変更及び変更案第25条（執行役員）の新設を行い、現行定款第25条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるように現行定款第24条（社外取締役との責任限定契約）及び現行定款第31条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。

なお、現行定款第24条（社外取締役との責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次に記載のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役、 <u>取締役会</u> 及び執行役員
第21条（代表取締役及び役付取締役） ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副会長、 <u>副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	第21条（代表取締役及び役付取締役） ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、副会長若干名を選定することができる。



現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>社長は、取締役会の決議に基づき業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>第24条（<u>社外取締役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>第25条～第30条（条文省略）</p> <p>第31条（<u>社外監査役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第32条～第35条（条文省略）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第24条（<u>取締役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第25条（<u>執行役員</u>） ① <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> ② <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第26条～第31条（現行どおり）</p> <p>第32条（<u>監査役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第33条～第36条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員（うち社外取締役1名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あべしょういち 安部正一 昭和15年9月20日生	昭和38年 4月 当社入社 平成 6年 6月 同取締役 平成 9年 6月 同代表取締役常務取締役 平成12年 6月 同代表取締役社長 平成22年 6月 同代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る 平成25年 6月 住友不動産株式会社 社外監査役 現在に至る 平成26年 6月 一般社団法人日本倉庫協会 会長 現在に至る [重要な兼職の状況] 住友不動産株式会社 社外監査役 一般社団法人日本倉庫協会 会長	46,027株
2	おのたかのり 小野孝則 昭和28年12月19日生	昭和52年 4月 当社入社 平成22年 6月 同執行役員営業開発部長 平成24年 6月 同執行役員営業開発部長兼国際プロジェクト室長 平成25年 6月 同取締役常務執行役員 (海外事業部、営業開発部、営業第二部、国際プロジェクト室担当) 現在に至る	23,060株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	間嶋 弘 まじま ひろし 昭和27年9月7日生	昭和51年 4月 当社入社 平成22年 6月 同執行役員総務部長 平成22年10月 同執行役員総務部長兼東京総務部長 平成25年 6月 同取締役常務執行役員 (総務部、経理部、事業推進部、情報システム部担当) 現在に至る	30,060株
4	小林 雅行 こばやし まさゆき 昭和25年6月3日生	昭和50年 4月 当社入社 平成17年 6月 同名古屋支店長 平成19年 6月 同大阪港支店長 平成22年 4月 同大阪支店長兼大阪港支店長 平成22年 6月 同執行役員大阪支店長兼大阪港支店長 平成22年10月 同執行役員大阪支店長 現在に至る	21,000株
5	小河原 弘之 おがわら ひろゆき 昭和27年3月25日生	昭和51年11月 当社入社 平成19年 1月 Union Services (S'pore) Pte Ltd社長 平成23年 6月 当社執行役員本店支配人兼 Union Services (S'pore) Pte Ltd社長 平成25年 6月 当社執行役員横浜支店長 現在に至る	11,000株
6	渡邊 隆文 わたなべ たかふみ 昭和22年1月2日生	昭和48年 4月 監査法人朝日会計社入社 昭和51年10月 公認会計士登録 昭和63年 4月 弁護士登録 辻中・森法律事務所所属 平成 2年10月 渡邊・市川法律・会計事務所(後にウイン総合法律事務所に改称)開設 平成16年 6月 株式会社樫本チエイン 社外監査役 現在に至る 平成17年 6月 当社監査役 平成23年 6月 ウイン総合法律事務所解散 渡辺法律会計事務所開設 現在に至る 平成26年 6月 当社監査役退任 当社取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社樫本チエイン 社外監査役	11,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	かわちゆうき 河内悠紀 昭和15年2月14日生	昭和41年 4月 検事任官 平成11年12月 仙台高等検察庁検事長 平成13年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成14年 6月 大阪高等検察庁検事長 平成15年 2月 検事長退官 平成15年 3月 弁護士登録 平成15年 6月 当社監査役 現在に至る 平成24年 2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在当社の社外取締役である渡邊隆文氏及び社外監査役である河内悠紀氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認可決された場合、当社は引き続き両氏との間で当該責任限定契約を継続又は締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。
3. 渡邊隆文及び河内悠紀の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 渡邊隆文氏は、弁護士及び公認会計士として主に財務及び会計に関する豊富な知識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役としての在任期間中、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は当社の業務内容に精通しており、引き続き同氏の弁護士及び公認会計士としての経験から培われた豊富な知識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 河内悠紀氏は、仙台・名古屋・大阪各高等検察庁検事長及び弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役在任期間において独立した立場で的確な意見をいただきました。同氏は当社の業務内容に精通しており、今後は同氏の知識・経験等を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 渡邊隆文氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
- 河内悠紀氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって12年であります。
5. 渡邊隆文氏及び河内悠紀の両氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき届け出た独立役員であります。当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 安部正一は、平成27年6月26日付で住友不動産株式会社社外監査役を退任し、同日付で同社社外取締役に就任する予定であります。
7. 小河原弘之氏は、平成27年6月26日付でJ-We S c o株式会社代表取締役社長に就任する予定であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役岡本和善氏は本総会終結の時をもって辞任され、また監査役河内悠紀氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の候補者はいずれも辞任する監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やぶき おさむ 矢吹 治 昭和26年3月19日生	昭和48年 4月 当社入社 平成16年 6月 同取締役 平成17年 6月 同取締役退任 同執行役員 平成20年 6月 同取締役執行役員 平成21年 6月 同代表取締役常務取締役 平成22年 6月 同代表取締役常務執行役員 平成25年 6月 同代表取締役専務執行役員 現在に至る	38,000株
2	あらかき きよし 荒木喜代志 昭和24年6月24日生	昭和47年 4月 外務省入省 平成18年 7月 駐スリランカ特命全権大使 平成21年 4月 国際テロ対策協力担当大使 平成21年10月 生物多様性条約第10回締約国会議担当大使 平成23年 3月 駐トルコ特命全権大使 平成25年12月 外務省参与 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、荒木喜代志氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、矢吹 治氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

3. 荒木喜代志氏は、社外監査役候補者であります。
4. 荒木喜代志氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を当社の監査に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 荒木喜代志氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役の報酬等の改定（株式報酬型ストックオプション制度の導入）の件

当社の取締役の報酬等につきましては、平成18年6月29日開催の第129期定時株主総会において、金銭による報酬等として月額3,300万円以内を付与する旨、また、ストックオプション（税制適格ストックオプション）としての新株予約権に関する報酬等として年額6,000万円以内を付与する旨をご決議いただき今日に至っております。

このたび、当社の企業価値向上に対する取締役の貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関して、従来の税制適格ストックオプション制度に代えて、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたしました。

本制度では、取締役（社外取締役を除く）が割り当てられた新株予約権を行使するに際し、当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合に限り当該新株予約権すべてを行使できることとするなど、株価条件を付加することといたします。これにより、当社の株価変動に加え、株式市場全体の株価動向と比較した当社株価パフォーマンスを取締役（社外取締役を除く）に意識させ、当社の株価上昇に対するより強いインセンティブを与えることを企図しております。

また、本制度に基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、その内容は相当なものであると考えております。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額につきましては、従来の税制適格ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額と同額の年額6,000万円以内とし、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行時期及び各取締役への配分等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、当該新株予約権の内容及び数の上限につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案に係る株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

第3号議案「取締役7名選任の件」をご承認いただきますと、本議案の対象となる取締役は5名となります。

## 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容及び数の上限

### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。



## 2. 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数については、200個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の翌日から3年を経過した日を始期とし、割当日の翌日から20年以内の日で当社取締役会が定める日を終期とする。

## 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限される。

[株価条件]

- (1) 当社株価成長率がＴＯＰＩＸ（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（g）及びＴＯＰＩＸ成長率（g TOPIX）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

a：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

b：割当日後3年間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

c：割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g \text{ TOPIX} = d \div e$$

d：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のＴＯＰＩＸの終値平均値

e：割当日の属する月の直前3か月の各日のＴＯＰＩＸの終値平均値

- (2) 当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数（X）を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g \text{ TOPIX}$$

Y : 割り当てられた新株予約権の個数

g : 当社株価成長率

g TOPIX : TOPIX成長率

#### 8. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を当社の執行役員に対し発行する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

**リーガロイヤル NCB 2階「淀の間」** 大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル内  
※「リーガロイヤルホテル」ではございませんのでご注意ください。

交通のご案内

## 市バス

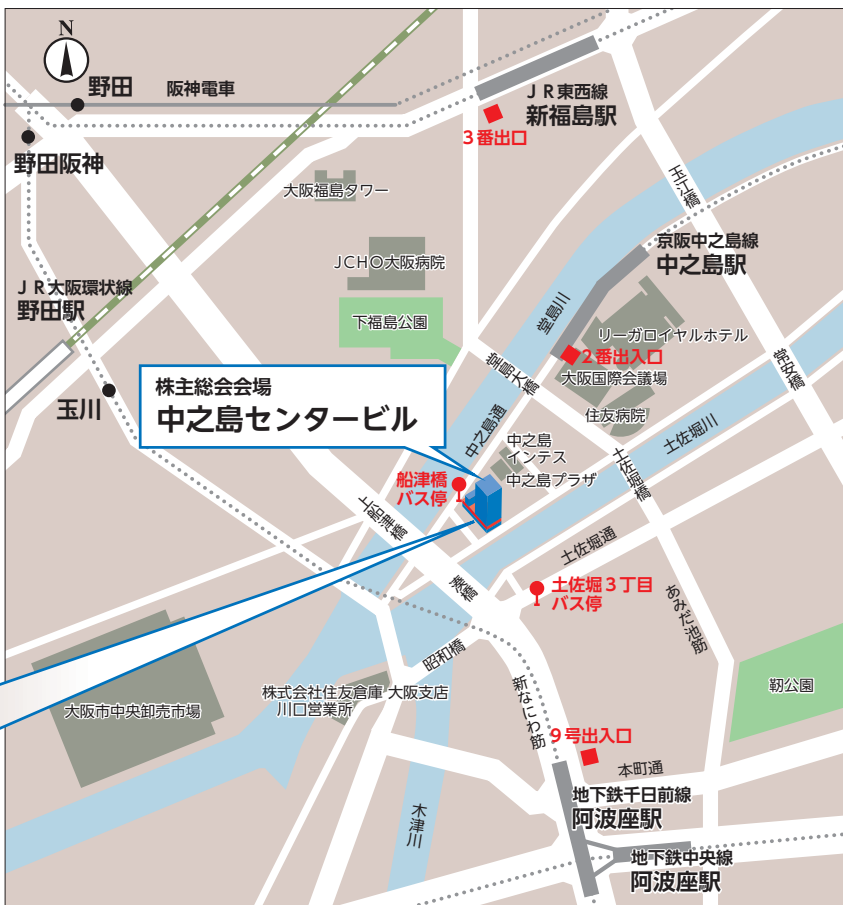
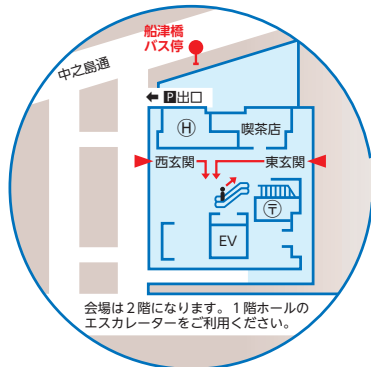
大阪駅前（黄色2番のりば）から「53系統」船津橋行終点「船津橋」下車すぐ  
大阪駅前（黄色3番のりば）から「88系統」天保山行「土佐堀3丁目」下車、北へ徒歩約3分  
なお、「88系統」は淀屋橋からもご利用いただけます。

## 京阪電車

中之島線中之島駅（2番出入口）から南西へ徒歩約5分

## 地下鉄

千日前線・中央線阿波座駅（9号出入口）から北へ徒歩約7分



※ J R東西線新福島駅（3番出口）からは南へ徒歩約10分、J R大阪環状線野田駅からは南東へ徒歩約13分です。  
※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。